

吸収分割に関する事前開示書類
(簡易吸収分割)

2025 年 2 月 13 日

株式会社ディー・エヌ・エー

2025 年 2 月 13 日

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長 岡村 信悟

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

当社は、株式会社 MobiSavi (以下「MobiSavi」といいます。)との間で、当社を分割会社、MobiSavi を承継会社とし、2025 年 3 月 31 日を効力発生日として、当社が運営する EV (Electric Vehicle: 電気自動車) データ活用事業 (以下「本件事業」といいます。)に関する権利義務を MobiSavi に承継させる吸収分割 (以下「本件分割」といいます。)に関する契約を締結いたしました。

本件分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容 (会社法第 782 条第 1 項第 2 号)

別紙に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 1 号)

本件分割に際して、MobiSavi は、当社に対して MobiSavi の普通株式 500 株を交付します。本件分割における交付株式数は、承継対象となる資産及び負債の額並びに本件事業の事業性を勘案し、両者協議の上、決定したものであり、分割対価は相当であると判断しております。

また、本件分割により MobiSavi の資本金及び準備金の額は増加しません。

3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）成立の日における貸借対照表

MobiSavi の成立の日（2025 年 1 月 23 日）における貸借対照表は以下のとおりです。

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	-
流動資産	5,000	（純資産の部）	
		資本金	5,000
資産合計	5,000	負債純資産合計	5,000

（2）成立日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）成立日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

・ 期末配当

当社は、2024 年 6 月 24 日を効力発生日として、当社の普通株式 1 株につき金 20 円（総額 2,227 百万円）の剰余金の配当を行いました。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1）吸収分割会社（当社）について

当社の最終事業年度末日（2024 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 227,492 百万円及び 70,372 百万円であるところ、本件分割により MobiSavi に承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 16.2 百万円及び 19.7 百万円であることから、本件分割後においても当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後においても、当社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社 (MobiSavi) について

MobiSavi の設立の日における貸借対照表は 5.(1) に記載のとおりであるところ、当社が MobiSavi に承継させる予定の資産の額及び負債の額は最終事業年度末日 (2024 年 3 月 31 日) 時点においてそれぞれ 16.2 百万円及び 19.7 百万円であるため、本件分割承継後における MobiSavi の資産の額は 21.2 百万円、負債の額は 19.7 百万円となり、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、MobiSavi は、効力発生日以降において、資金調達を実施することによりその財務基盤を安定化させる見込みです。

以上より、本件分割後においても、MobiSavi の債務については、その履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

――

別紙 吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社ディー・エヌ・エー（以下「甲」という。）と、株式会社 MobiSavi（以下「乙」という。）とは、本件対象事業（第 1 条において定義される。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（会社分割の方法及び当事会社の商号・住所）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 5 条において定義される。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲が運営する EV (Electric Vehicle: 電気自動車) データ活用事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第 2 条所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。
- 2 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社ディー・エヌ・エー
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
 - (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社 MobiSavi
住所：神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 5 号

第 2 条（承継する権利義務）

- 1 甲は、本件分割により、2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、負債及び債務その他の権利義務（その詳細は別紙「承継する権利義務の明細」に定める。）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第 3 条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式 500 株を甲に対して交付する。

第 4 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年3月31日とする。但し、本件分割の手續上の必要性その他事由により、甲及び乙は合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

- 1 乙は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を行うものとする。
- 2 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 前各項のほか、甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手續その他関連法令により必要となる手續を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、乙が承継する本件対象事業について、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、負債及び債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

（以下余白）

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

2025 年 2 月 5 日

甲： 東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長 岡村 信悟



乙： 神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 5 号
株式会社 MobiSavi
代表取締役社長 鏡（左向） 貴代



承継する権利義務の明細

1. 資産

(1) 本件対象事業にのみに関連する現預金、売掛債権、立替金、前払費用、仮払金及びその他の資産。但し、仮払消費税を除く。

(2) 本件対象事業のみに関連する、以下に掲げる特許権及び商標権

[特許権]

出願番号	出願日	状態	特許番号	登録日
2020-086201	2020/05/15	登録	7477362	2024/04/18
2020-086202	2020/05/15	登録	7590123	2024/11/18
2020-137272	2020/08/17	登録	7579652	2024/10/28
2020-199472	2020/12/01	登録	7576439	2024/10/21
2021-013672	2021/01/29	審査中	—	—
2021-013673	2021/01/29	審査中	—	—
2021-144909	2021/09/06	審査中	—	—
2021-138391	2021/08/26	審査中	—	—
2021-149380	2021/09/14	審査中	—	—
2022-034487	2022/03/07	審査中	—	—
2022-090054	2022/06/02	出願済	—	—
2022-178176	2022/11/07	出願済	—	—
2022-178177	2022/11/07	出願済	—	—
2022-159290	2022/10/03	出願済	—	—
2022-188292	2022/11/25	出願済	—	—
2023-085194	2023/05/24	出願済	—	—
2023-142506	2023/09/01	出願済	—	—
2023-201697	2023/11/29	出願済	—	—
2024-061718	2024/04/05	出願済	—	—

[商標権]

登録番号	商標
6712670	FACTEV
6712671	ファクティブ
6310586	Zero Emission Cycle Vision

2. 負債及び債務

本件対象事業のみに関連する買掛債務、前受収益その他の負債。但し、従業員給与、従業員経費精算に起因する債務及び租税等に係る債務を除く。

3. 承継するその他の権利義務

(1) 本件対象事業に関する一切の契約（但し、本件効力発生日において有効に存続するものに限る。）。但し、以下に掲げる契約を除く。

- ・ 甲における本件対象事業以外の事業と共同の目的の下に締結された契約及びそれに付随する契約

(2) 本件対象事業に従事する、以下の従業員番号で特定される従業員との間の労働契約（但し、本件効力発生日において有効に存続するものに限る。）

- ・ 10018107
- ・ 10014410
- ・ 10012680

以上

